

# 魚沼民商だより

2020年  
3月30日  
第2196号

〒946-0032

発行 魚沼民主商工会  
新潟県魚沼市板木

電話025(792)3064

e-mail:uminsyo@rose.ocn.ne.jp

## 異常少雪・新型コロナウイルス、南魚沼市に要請行動!

3月23日、南魚沼市本庁内にて、「少雪による地元小規模企業者・家族経営者への影響に対し緊急措置を図ることを求める要望書」(1月28日提出)をもとに、同市との懇談が行われました。

この日、民商から高橋春治会長はじめ、岡村雅夫副会長、中沢俊彦副会長が出席し、中沢道夫市議会議員も同席致しました。

同市からは高野藤夫産業振興部長が応対しました。

高橋会長は開口一番に、「この年度末に、このような場を設けて頂き有り難う御座います。私たち自営業者は、昨秋の消費税率10%引き上げ、異常少雪、そして新型コロナウイルスの感染症拡大とトリプルパンチです。リーマンショックとは比較にならない様相となっております。いま先行き不透明なことから、自営業者にとって生きるか死ぬかの瀬戸際に立たされようとしています。さて、同市から緊急融資を創設して頂きました。しかし利率が年1.25%とは、どうしたことでしょう。通常の利率と何ら変わりがないです。早急に軽減措置を図って欲しい」と同市の幹部に詰め寄りました。

中沢副会長からは、「部署は違いますがと前置きをしながら」先程来、補助の対象を一部の者に偏るのではなく、多くの市民に広く支援していくことの考え方であれ



高橋会長、南魚沼市にもものもうす!

ば、3月9日から申請受付を開始した、みんな住マイル補助の対象工事金額を50万円から前制度の10万円に引き下げるべきだと思いません。その方が支援が広がります。もっと各部署どうしの連携を強めて欲しい」と強調していました。

この間、民商では「実態アンケート」活動を取り組み、約40名の方から回答を頂きました。ご協力大変有り難う御座いました。

今回の要望書は、その声をもとに、資金繰りを重点にまとめ上げました。今後、他の自治体にも要請行動を検討しています。

## 「換価の猶予申請」学習会を開きました!

「一括で税金が払い切れない時は分納制度を活用しましょう」と、3月18日、民商事務所内にて、「換価の猶予申請」学習会を行いました。

今回、自らの経験をもとに、飲食店の上村さんから講師をして頂きました。参加者からは、「会員どうしなので、話を聞いていてとても安心しました」(レンタル)と、大好評でした。また参加者が少なかったせいか、双方の色々な心情が醸し出していました。



民商は、懇切丁寧がモットです!

## 小千谷支部・組織建設の基盤づくりに拘ります!

小千谷支部を支えている役員体制は6名です。その6名の中から、廃業2名(建設、自動車钣金塗装)、病氣1名(園芸)と大変な状況のまま、春の運動を迎えました。

昨夏頃から、同支部の役員会では、役員選出について、繰り返し議論されてきました。

ここで同支部が行き着いたのは、粘り強く班会の開催に力を入れ、民商の担い手を広げていくことでした。早速、杵渚政浩副会長と杵渚新一支部長がタッグを組み、集まりを持つことに拘りました。

春の運動では、片貝町、平沢町の2班で班会が開かれ、2人の担い手ができました。また同支部は、2月から川口支部の複数の役員も参加しはじめました。そして4月からは「支部役員会」を「班長会」と名称変更し、新たに加わった2人からも参加することになっています。これからの同支部は、新しい視点での活動が始まります。

## 改正健康増進法が

### 4月から施行です!

罰則付きの改正健康増進法が4月1日全面施行されます。これは受動喫煙による健康被害を防止するのが目的です。

この同法に合わせて経過措置が設けられています。既存の飲食店や喫茶店は、資本金5000万円以下、客席面積が100㎡以下の場合、屋内の禁煙の例外とし、店の一部あるいは全部を喫煙可能となっております。それには喫煙の表示や20歳未満の客・従業員の喫煙室への入室禁止が条件です。

行政から全面施設に伴う通知が届いているはずなのに、気にしている人が少ないのか、あまり話題にもなっていません。

この同法に違反すると最高で50万円の罰金が科せられます。

## 会費は月内納入を

### よろしく願います!